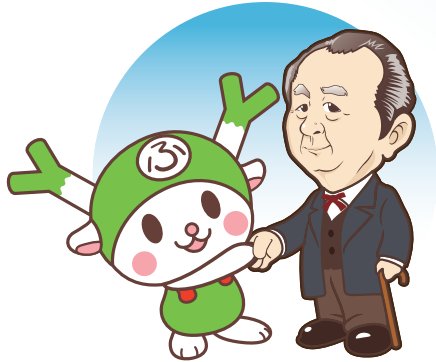


深谷市 農委だより

2021年9月

No. 32



深谷市イメージキャラクター 郷土の偉人
ふっかちゃん 渡沢栄一



新しい農業委員と農地利用最適化推進委員（市役所3階にて）



編集
発行

深谷市農業委員会

事務局 〒366-8501 深谷市仲町11番1号 ☎577-3439(直通)・FAX 578-7614

新農業委員会体制決まる

任期満了に伴う深谷市農業委員会の委員の改選が行われ、令和3年7月20日より農業委員24名、農地利用最適化推進委員16名で新体制がスタートしました。

また、7月20日に開催された農業委員会臨時総会において、会長に安藤已喜夫委員、会長職務代理者に福島明委員が選出されました。

「農業委員」は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更、農地等の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定等を行います。「農地利用最適化推進委員」は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を踏まえて農業委員と連携して、担当区域において現場活動を行います。農地に関すること、農業経営などについては、地元の委員に遠慮なくご相談ください。

〈敬称略・議席番号順〉



小内 忠
(曲田)



柴崎 安雄
(人見)



江口 明
(小前田)



茂木 浩
(岡)



木口 正彦
(内ヶ島)



新井美津子
(山崎)



新井 安夫
(境)



吉田 光雄
(高畑)



小嶋 道夫
(大谷)



下田 洋子
(畠山)



大澤 慶三
(上原)





飯島三喜男
(新井)



荻野 正和
(下手計)



宇野 正行
(北根)



坂本 清
(中瀬)



職務代理者
福島 明
(原郷)



関根 満好
(山崎)



塚越 石夫
(大谷)



富田千恵子
(武蔵野)



塚原 勝美
(大塚)



会長
安藤已喜夫
(本田)



今井 順子
(普濟寺)



小暮 次男
(後榛沢)



篠原 哲男
(藤沢)



田中島 隆
(藤沢)



糸原 清
(深谷・大寄)



増野 弘
(深谷・大寄)

農地
利用
最適
化
推
進
委
員
会



石川野理子
(中瀬)



原口 友一
(岡部)



飯塚 諭
(豊里・八基)



鶴田 博樹
(豊里・八基)



加藤 富夫
(幡羅・明戸)



橋本 繁穂
(幡羅・明戸)



大澤 正
(藤沢)



高荷 政行
(花園)



大野 晃
(花園)



馬場 詔二
(川本)



野辺 一夫
(川本)



須永 政信
(岡部)



根岸 英男
(岡部)



農業者の皆様方には、日頃より農業委員会活動に関し、格別なるご理解ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。このたび、令和3年7月20日の臨時総会において、農業委員の皆様からご推挙を賜り、引き続き会長に就任いたしました。改めてその職務の重さ、責任の大きさを痛感しているところでございます。

さて、当市農業委員会は、24名の農業委員が市長から任命され、また16名の農地利用最適化推進委員が農業委員会から委嘱され、新体制のもと3年間の任期をスタートさせました。当市における農業の現状は、他地域と同様に担い手の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など、様々な課題を抱えております。加えて、昨年より新型コロナウイルスによる感染拡大が猛威を振るい、一向に終息の兆しが見受けられず、先の見えない状況となっております。

このような状況のなか、新しい農業委員と農地利用最適化推進委員が相互に機能・連携し、この困難な状況を克服していくけるよう精一杯努めていく所存であります。

皆様方のより一層のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新会長就任あいさつ

会長 安藤 已喜夫
あんどう みきお

**道路に泥を落とさないように
注意しましょう**

トラクターなどの農作業後、田や畑から公道に出る際には、機械についた泥などを落としてから走行するようお願いします。道路に落ちた泥のかたまりは、歩行者、自転車、バイク、自動車などの通行の妨げになり、大変危険です。

交通安全と環境美化のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。やむを得ず、落としてしまった場合には、速やかに泥の撤去・清掃をお願いいたします。

問い合わせ 農業振興課 農業政策係

☎577-3298

相続登記の申請が義務化されます

相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会にその旨を届け出なければなりませんとされていますが、これまで任意とされていた相続登記についても申請が義務化されます。(令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、同月28日に公布されました。相続登記義務化関係の改正についての施行日は、公布後3年以内の政令で定める日となります。)この改正によって、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を義務付けることとし、正当な理

由のない申請漏れに対しては過料の罰則が適用されることとなります。

農業者年金制度が改正されます

令和4年1月1日から若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます。35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方※は、1万円から(上限6万7千円、千円単位で選択できます)でも通常加入できるようになります。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。)

※保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
 - ② 認定就農者かつ青色申告者
 - ③ ①又②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
 - ④ 認定農業者又は青色申告者
 - ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者
- (留意事項)
通常加入で2万円未満の保険料を選択している方が、35歳になった又は認定農業者になった等右記①～⑤のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料を2万円以上に変更又は政策支援加入の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

**農業者年金の運用状況について
(令和2年度)**

加入者のみなさまからお預かりした保険料や国庫補助金等の資産を運用した結果、令和2年度の運用収入は約プラス252億8700万円、収益率はプラス10・82%、時価総額は約2604億円となりました。(※直近10年間の運用利回りの平均は、年率4・54%です。なお、新制度発足以降の19年間の運用利回りの平均は、年率2・97%です。)

農業者年金基金の運用については、農林水産大臣の認可を得て策定した「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づいて行っております。令和2年度は世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、経済対策としての財政支出や緩和的な金融政策に加え、特に国外において当該ウイルスに対するワクチンが普及することへの期待感により、国内外の金利が上昇(債券価格は低下)する一方、株価は大幅に上昇しました。こうしたことから、運用全体ではプラス(10・82%)の運用利回りとなりました。

農業者年金広報誌『のうねん』より抜粋
■加入についてのお問合せは
農業委員会事務局(☎577-3439)
または最寄りの農協へ

